

平成30年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
第3 包括外部監査の結果（監査の結果及び意見）			
2 大阪府都市整備部（本庁）についての監査の結果及び意見			
(3) 自主財源について			
【監査の結果1】自主財源について 【都市整備部】	大阪府は、都市整備部における自主財源の事業について、各土木事務所が共有する最低限のルールを定めるべきである。	自主財源については、道路清掃や除草作業等の道路維持管理事業に使用する旨のルールを定め、各土木事務所に周知した。	措置
(5) 契約関係			
【監査の結果2】単価検索ソフト契約における契約書の齟齬 【都市整備部】	大阪府は、Web建設物価の利用に関する契約及び積算資料電子版の利用に関する契約について、その利用端末の必要数量を再検討のうえ、随意契約理由書において判断過程を明記すべきである。	対応検討中。	経過報告
(6) 補助金			
【監査の結果3】補助対象事業の支出の相当性 【都市整備部】	大阪府は、大阪府公共交通機関等と連携した受入環境整備事業補助金につき、補助金交付申請時に、補助対象事業者へ補助対象経費の明細を示す資料の提出を求める形に改め、同補助金交付要綱においてもその内容を明記すべきである。また、事業実績報告時における検査手法については、現在の運用に即して、補助対象事業者へ提出を求める資料等を同補助金交付要綱に明記すべきである。	対応検討中。	経過報告

平成30年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>【監査の結果4】補助金制度の趣旨目的等の再検討 【都市整備部】</p>	<p>大阪府は、大阪府道路公社箕面有料道路整備資金借入金利子補助金について、その趣旨・目的をより明確にし、交付要綱の記載を改めるべきである。また、今後、同種の補助金制度の創設に際しても、要綱において、当該補助金の趣旨・目的を明確に定めるべきである。</p>	<p>交付要綱に基づく大阪府道路公社箕面有料道路整備資金借入金利子補助金については、有料道路事業の移管資金の受領により終了となり、当交付要綱は廃止となった。 今後、同種の補助金制度の創設の際には、当該補助金の趣旨・目的を明確に定める。</p>
<p>3 土木事務所についての監査の結果及び意見</p>		
<p>(3) 契約関係～変更契約</p>		
<p>【監査の結果5】変更理由書の記載事由 【都市整備部】</p>	<p>大阪府は、土木事務所における工事請負契約の変更理由書の記載の様式を改め、当初契約金額を記載したうえで、変更後の金額が当初契約金額から何%の増額であるかを明記するようにすべきである。また、当初契約金額の20%を超える増額となる場合において新たな契約をせずに変更契約を締結しようとするときは、変更理由書において、新たな契約を既契約工事と分離施工することが著しく困難である理由を記載すべきである。</p>	<p>対応検討中。 経過報告</p>

平成30年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
(4) 契約関係～再委託等			
【監査の結果6】再委託先の名称の通知・大阪府による承諾 【都市整備部】	大阪府は、土木事務所における道路に関する委託契約に関し、受注者に対して、再委託の有無や再委託先の名称等の通知をするよう指導を徹底すべきである。	対応検討中。	経過報告
(5) 書類等の保管			
【監査の結果7】書類の保管ルール、方法 【都市整備部】	大阪府は、各土木事務所に対し、大阪府行政文書管理規則を改めて周知したうえで、土木事務所が保管する各種書類の保管場所、保管方法及び管理の方法について、都市整備部（本庁）の指導等により、大阪府行政文書管理規則に基づく共通の方法により書類を整理のうえ保管、保存すべきである。	対応検討中。	経過報告
(6) 備品・資材管理			
【監査の結果8】土木事務所に共通する物品管理方法 【都市整備部】	大阪府は、土木事務所が管理する物品について、都市整備部（本庁）の各部署と土木事務所が一体となって、7土木事務所に共通する最低限の物品管理方法（特に、物品確認の頻度や物品リストの書式等）を定めるべきである。	対応検討中。	経過報告
【監査の結果9】物品リストと現物の照合の必要性 【都市整備部】	大阪府は、物品リストと現物の照合作業を行い、齟齬があれば、物品リストの修正を行うべきである。	対応検討中。	経過報告

平成30年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>【監査の結果10】資材の残数管理方法 【都市整備部】</p>	<p>大阪府は、土木事務所が管理する資材に関して、原則として、正確な残数を一定の頻度で把握すべきであり、例外的に、一定の頻度での正確な残数管理に適さない種類の資材がある場合には、その資材の種類を予め決定しておくべきである。</p>	<p>対応検討中。</p>	<p>経過報告</p>
<p>(8) 不法占用・道路占用等許認可</p>			
<p>【監査の結果11】不法占用への対処 【都市整備部】</p>	<p>大阪府は、土木事務所所管の道路または道路区域外の土地について不法占用を認知したときは、道路法、道路の不法占用物件等監督処分要綱等に基づき、措置命令を含め適切に権限を行使し、実効的な不法占用の解消措置を講じるべきである。</p>	<p>対応検討中。</p>	<p>経過報告</p>
<p>【監査の結果12】不法占用者に対する不当利得返還請求 【都市整備部】</p>	<p>大阪府は、土木事務所所管の用地や道路について、不法占用を発見した場合、当該不法占用者に対し不法占用期間にかかる占用料相当額を請求することを個別に検討すべきである。</p>	<p>対応検討中。</p>	<p>経過報告</p>
<p>【監査の結果13】行政財産使用許可申請書の記載内容の正確性 【都市整備部】</p>	<p>大阪府は、行政財産使用許可申請書の記載内容が正確であるかを精査し、記載に明らかな誤記があれば、申請者に対して補正を促し、補正が無い限り、使用不許可とすべきである。</p>	<p>関係所属に対して、申請書の記載に誤記がある場合には、申請者に補正を求めなければならない旨を周知徹底した。</p>	<p>措置</p>

平成30年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
(9) 道路損傷行為への対応			
【監査の結果14】誓約書の記載 【都市整備部】	大阪府は、原因者と誓約書を取り交わす場合、誓約書に工事完了期限を記入することを徹底すべきである。	対応検討中。	経過報告
【監査の結果15】道路損傷処理事務取扱要領に基づく対応 【都市整備部】	大阪府は、道路損傷行為に対しては、道路損傷処理事務取扱要領による復旧工事を行うことを徹底すべきである。	対応検討中。	経過報告
(10) 道路パトロール等			
【監査の結果16】土木事務所のパトロール体制 【都市整備部】	大阪府は、各土木事務所が行う道路パトロールについて、名称や各パトロールの内容について、都市整備部において一定程度統一したルールを定め、各土木事務所の道路パトロールの内容が合理的なものであるか検証し、不合理な相違があればこれを改めるべきである。	対応検討中。	経過報告
(11) 情報セキュリティ			
【監査の結果17】パスワードの保存管理 【都市整備部】	大阪府は、大阪府建設CALCのログインに際し使用するID及びパスワードを情報端末に保存しないことを各職員に徹底すべきである。	システム改修を行い、パスワードが自動保存されないように対応した。 併せて、ID及びパスワードの保存管理を適正に実施するよう周知した。	措置

平成30年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
4 大阪府土地開発公社についての監査の結果及び意見			
(1) 公社資金による用地買収事業（先行取得方式）について			
<p>【監査の結果18】所有権移転登記手続の方式 【都市整備部】</p>	<p>大阪府は、大阪府土地開発公社が先行取得した用地に関し、同公社から現実に所有権を取得した時点（再取得した時点）で府への所有権移転登記手続をすべきである。</p>	<p>対応検討中。</p>	<p>経過報告</p>
<p>【監査の結果19】交渉経過の記載方法 【都市整備部】</p>	<p>大阪府土地開発公社は、交渉経過票に添付されている交渉経過の記載について、特に担当者が複数で交渉に関与している場合、交渉経過を記載する担当者を特定した上で、その記載内容を具体的に把握できるように明確に記録すべきである。</p>	<p>大阪府土地開発公社が、「交渉経過票記録時の注意について（通知）」（平成31年2月28日付け）を発出し、交渉記録票の記載にあたっては、記載者を特定でき、交渉経過等が明確に把握できるよう記録するよう通知したことを確認した。</p>	<p>措置</p>
(3) 大阪府土地開発公社が行う入札一般について			
<p>【監査の結果20】最低制限価格の設定 【都市整備部】</p>	<p>大阪府土地開発公社は、入札を行うに際し、最低制限価格を設定すべきである。</p>	<p>対応検討中。</p>	<p>経過報告</p>
<p>【監査の結果21】大阪府土地開発公社入札執行要領の記載 【都市整備部】</p>	<p>大阪府土地開発公社入札執行要領（昭和51年9月1日制定、平成22年4月1日改訂）は、消費税が5%であることを前提に記載されているが、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられた点について反映されていないので、早急に要領を改訂するべきである。</p>	<p>大阪府土地開発公社が、「大阪府土地開発公社入札執行要領」を改正し、指摘事項を是正したことを確認した。</p>	<p>措置</p>

平成30年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
(4) 会計に関する事項			
【監査の結果22】 先行取得土地の公有地取得事業原価 【都市整備部】	大阪府及び大阪府土地開発公社は、同公社が先行取得した土地を府が再取得する際の価額について、再取得する先行取得土地にかかわる費用のみを用いて算出すべきである。このような取扱いが大阪府及び大阪府土地開発公社の認識と異なっており、適当でないというのであれば、現行の運用に沿うように契約書や協定書等の文言を改訂すべきである。	大阪府土地開発公社と協議を行い、現行の運用に沿うように、「公共事業用地先行取得等契約書」の内容を見直した。 見直し後の契約書で平成31年4月1日に大阪府土地開発公社と契約を締結した。	措置
【監査の結果23】 賞与引当金の計上 【都市整備部】	大阪府土地開発公社は、賞与引当金について、当該賞与にかかる同公社負担の社会保険料を含めて計上すべきである。	大阪府土地開発公社が、社会保険料を含めて計上するよう「大阪府土地開発公社賞与引当金算定基準」を改正したことを確認した。	措置
【監査の結果24】 販売費及び一般管理費の計上方法 【都市整備部】	大阪府土地開発公社は、土地開発公社経理基準要綱に従い、公有土地に含めている管理部門の費用について、損益計算書に販売費及び一般管理費として表示すべきである。	対応検討中。	経過報告
(5) 経営目標について			
【監査の結果25】 経営目標の設定 【都市整備部】	大阪府土地開発公社及び大阪府は、用地取得の進捗率に関して年度末に経営目標の達成状況を評価する際は、年度初めに設定された目標値を基準として評価すべきである。	対応検討中。	経過報告

平成30年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
5 大阪府道路公社についての監査の結果及び意見			
(2) 府からの委託事業について			
【監査の結果26】 府道泉大津美原線の契約書原本保管の不備 【都市整備部】	大阪府道路公社は、泉大津美原線に関する委託契約書の原本を保管する際は、委託事業の内容を示す別紙も一体のものとして保管すべきである。	大阪府道路公社が、泉大津美原線に関する委託契約書について、別紙も一体のものとして編てつして保管し直したことを確認した。	措置
(5) その他管理事項			
【監査の結果27】 未使用回数券の残高管理 【都市整備部】	大阪府道路公社は、有料道路について販売された回数券について未使用回数券の残高管理を行うべきである。	大阪府道路公社が、今後は未使用回数券の残高管理を毎年度行うことを確認した。	措置
6 大阪高速鉄道株式会社についての監査の結果及び意見			
(1) 会計に関する事項			
【監査の結果28】 監査報酬の計上時期 【都市整備部】	大阪高速鉄道株式会社は、次年度に役務が提供される予定の会計監査人による監査業務に関し、その対価を前年度の未払金として費用計上すべきではなく、役務の提供を受けた時点で費用計上すべきである。	対応検討中。	経過報告